

学校法人梅村学園と学校法人三重高等学校との包括連携に関する協定書

学校法人梅村学園（以下「甲」という。）と学校法人三重高等学校（以下「乙」という。）は、相互の連携及び交流を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の相互の信頼関係の下、学校運営に関する情報交換及び取組において幅広く連携し、協働することで、教育の質保証・向上及び活性化を図り、相互のより一層の発展と学生、生徒及び園児の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携する。

（1）教育のあり方や実践に関する事項

- ①中京大学附属中京高等学校と三重高等学校との学校運営に関する情報交換
- ②中京大学附属中京高等学校と三重高等学校との人材育成に係る教職員研修の実施

（2）学校間の円滑な接続を促す取組に関する事項

- ①中京大学と三重高等学校との高大連携イベントの実施
- ②中京大学における、三重高等学校特別推薦入試の実施

（3）その他甲及び乙が協議の上合意した事項

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議し、合意の上で必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙が特段の申出を行わないときは、期間満了の日から1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（連絡調整窓口）

第5条 甲及び乙の連絡、調整に関する窓口は、次の部署とする。

甲：総務局総務部 乙：法人事務局総務課

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、署名捺印の上、甲及び乙がそれぞれ1通保有する。

2018年4月4日

甲：学校法人梅村学園
理事長

梅村清英



乙：学校法人三重高等学校
理事長

梅村光久

